

放課後等デイサービス torigai 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、利用者に対してサービスを提供する上で、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

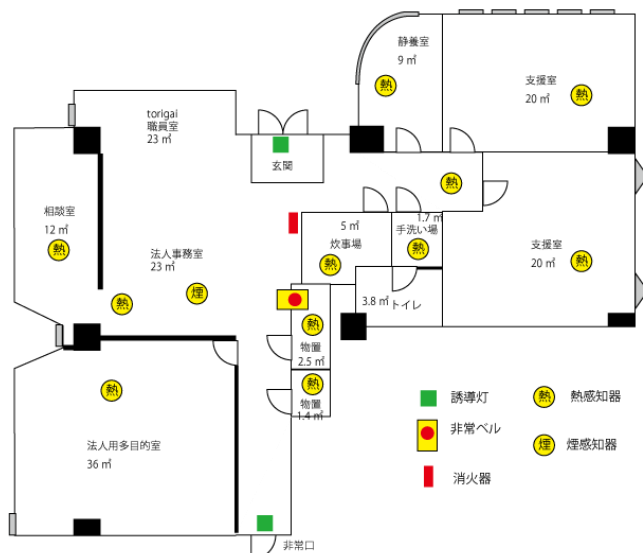
1. 事業者

法人名	特定非営利活動法人市民活動サークルえん
法人所在地	〒630-0251 奈良県生駒市谷田町1281-3 谷田ビル
連絡先	(電話番号) 0743-84-4303 (FAX番号) 0743-85-6969
代表者氏名	代表理事 磯野 太郎
設立年月日	平成27年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の開始日	令和8年3月1日
事業内容	放課後等デイサービス (奈良県指定 第)
事業所の名称	放課後等デイサービス torigai
事業所所在地	〒630-0251 奈良県奈良市鳥見町1丁目2-11 トリミティー中西ビル2F
連絡先	(電話番号) 0742-94-6585 (FAX番号) 0742-94-6586
責任者	磯野 奈緒 (管理者) 、永山 早世 (児童発達支援管理責任者)
目的 運営方針	<p>心身に障がいのある児童に対し、成育を助長し、社会へ出るための力を身につけると共に、将来の選択肢を広げ、自立の促進を図ることを目的として個別支援を中心とした療育を行います。</p> <p>障がい児及び保護者の意向、適正及び特性その他の事情をふまえて個別支援計画を作成します。</p> <p>関係法令を遵守し、地域及び家庭との結び付きを重視し、他の社会資源との連携を図り、適正できめ細やかなサービスを提供します。</p>

3. 事業所の施設設備の概要



4. サービス提供の内容

開所日開所時間	月曜日～木曜日 10時～19時(法人が定める休日を除く) 土曜・祝日・長期休校時 9時～18時 ニーズに合わせて金曜日・日曜日も開所する場合あり。
サービス提供時間	平日(平常時) 10時～19時 ※祝日・長期休校期間等(春、夏、冬休み、その他振替休日等) 9時～18時 ※金曜日・日曜日に開所する場合は、ニーズに準ずる
休日	8/13～15、年末年始(12/31～1/3)、法人の定めた休日
定員	10名
主たる対象とする障害の種類	主に、知的障がい・身体障がい・発達障がいの中学生から高校生を対象としますが、小学校高学年のお子様もご相談に応じます。
対象地域	奈良市及び奈良県の全域と、隣接する四條畷市、交野市、東大阪市、木津川市
サービス内容	・個別支援計画書を作成し、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 ・地域との交流の場を提供することにより障がいへの理解や社会参加のための相互理解を促す啓発事業を行います。 ・公教育に課題を抱える児童生徒に対し、学習面を療育の観点から支援します。

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りになっています。ただし、専門職の員数は条例で定める配置基準の範囲内で増減することがあります。

○管理者 1名(常勤職員)

放課後等デイサービスの管理運営に関することを職務とする

○児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員)

個別支援計画の作成及び実施状況の把握・評価に関することを職務とする

○児童指導員 2名以上(内、常勤職員1名以上)

放課後等デイサービスにおける学習支援及び指導訓練の実施に関することを職務とする

6. サービス利用料金

(1) 定率負担額(1割相当)

指定通所支援並びに指定障害福祉サービス等の給付費に対して、1割相当分(但し、受給者証に記載されている負担上限額の範囲内)をお支払いいただきます。

(2) 実費

プログラムを実施する上で必要な、食材費・教材費・外出経費などの費用は給付費支給の対象ではありませんので、要した実費の料金をいただきます。なお、事前にプログラム予定表にその旨を記載し、ご了解を得た上で実施します。

(3) サービス利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌々月上旬頃に請求書をお送りしますので、下記の方法でお支払いをお願いします。

ア. 口座振替(請求書送付月の20日に引き落とし致します。)

イ. 口座振込(請求書送付月末までに当事業所指定の口座へお振込みください。)

ウ. 当事業所へ直接現金でのお支払い(請求書送付月末までにお支払いください。)

7. 利用日のキャンセル・変更及びその料金

利用予定日の前に利用をキャンセル・変更することができます。ただし、利用予定日の前々日以降に利用のキャンセルの申し出があった場合、キャンセル料が発生する場合があります。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「支給量」「障害の程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合はできるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。

(2) 個人損害賠償保険への加入

利用者の過失による他害や物損の場合があるため、個人損害賠償保険への加入をお勧めします。

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、当日の様子や学習プログラムに対する進捗等を記録したレポートを配信しています。ほか、利用日時を記録した実績記録票への押印をお願いいたします。なお、個別支援計画書及びサービス提供書、実績記録票は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

10. 安全配慮義務及び事故発生時の対応について

当事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 秘密の保持について

(1) 業務上知り得た利用者やその家族等の秘密は厳重に管理します。また、職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約に記載することとします。

(2) 他の障がい福祉サービス事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際はあらかじめ利用者の同意を得る。但し、円滑にサービスが実施されるための施設内の会議や緊急時には例外として職員の判断で連絡をとる場合があります。

12. 緊急時の対応について

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の指定する医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

尚、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

【協力医療機関】奈良市西部病院（奈良市三碓町2143-1）

13. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

○防火防災に関する責任者 管理者 磯野 奈緒

○避難訓練 利用者も参加の上、年1回実施します。

○防災設備 自動火災報知設備、誘導灯、消火器等、法令で規定された設備。

14. 虐待の防止のための措置について

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待の防止に関する責任者を置き、委員会の設置、担当者の専任、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

○虐待の防止に関する責任者兼担当者 管理者 磯野 奈緒

15. 身体拘束禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。身体的拘束適正化のための体制を維持・強化するため、委員会の設置、担当者の専任、従業者に対する研修を実施します。

○身体的拘束適正化の担当者 管理者 磯野 奈緒

16. 苦情への対応

利用者及びその家族は、当事業所が提供したサービスに関して苦情がある場合は、苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。各事業所設置の投書によっても、苦情の申し立てが可能です。

なお、客観性を確保するために「第三者委員」を設置し、公平な立場で相談を受け付けています。

○苦情受付担当窓口	<放課後等デイサービス torigai> 管理者 磯野 奈緒 TEL：0742-94-6585（電話受付時間 月～木 10時～19時） 【投書での受付窓口】 Email：torigai@circle-en.info FAX：0742-94-6586（24時間受付） 〒631-0065 奈良市鳥見町1丁目2-11 トリミティー中西ビル2F
○苦情解決責任者	<NPO 法人市民活動サークルえん> 代表理事 磯野 太郎 TEL：0742-94-6585（電話受付時間 月～木 10時～19時）
○第三者委員	<株式会社夢くいばく> 代表取締役 清水 健 TEL：0743-89-2373（電話可能時間：月～金曜日 9時～17時）
○行政機関 その他苦情受付機関	<奈良県運営適正化委員会> 橿原市大久保町320番11 奈良県社会福祉協議会内 TEL：0744-29-1212（電話受付時間：月～金曜日 9時～17時） <奈良市役所 障がい福祉課> 奈良市二条大路南一丁目1番1号 TEL：0742-34-4593 （電話受付時間：月～金曜日 9時～17時）

17. 第三者評価について

当事業所は、奈良県福祉サービス第三者評価推進組織による第三者評価を受けていません。

18. その他

運営規程に定められていない事項について問題が生じた場合には、障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議します。

放課後等デイサービス torigai のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日	年 月 日
説明者	

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、放課後等デイサービス kai のサービス提供開始に同意しました。

日付	年 月 日
署名	